

## 横須賀市食中毒対策要綱

平成14年4月1日

### (目的)

第1条 この要綱は、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れのある食中毒又はその疑いのある事例(以下「集団食中毒等」という。)が本市において発生した場合に、迅速かつ的確な原因究明等を図り、もって被害の拡大を阻止することを目的とする。

### (部内連絡体制)

第2条 民生局健康部保健所生活衛生課長(以下「生活衛生課長」という。)は、集団食中毒等が発生したときは、関連する次に掲げる部内の各課等に対し速やかに連絡しなければならない。

- (1) 健康総務課
- (2) 保健所健康危機・感染症対策課(感染症若しくはその疑いがある場合)
- (3) 保健所企画課(病院及び診療所に関係する場合又は薬物中毒等化学物質による疑いがある場合)
- (4) 健康増進課

### (関係機関への連絡体制)

第3条 生活衛生課長は、集団食中毒等の発生情報等のうち必要と認めるものについては、次に掲げる機関の担当部課等に速やかに連絡するものとする。

- (1) 厚生労働省
- (2) 神奈川県健康医療局
- (3) 民生局福祉こども部
- (4) 横須賀市教育委員会
- (5) 横須賀市上下水道局
- (6) 横須賀市消防局
- (7) 市内警察署
- (8) その他の関係部課等

### (事故拡大防止等)

第4条 保健所長は、集団食中毒等の原因施設として疑わしい施設の営業等を自粛し、又は集団食中毒等の原因として推定される食品の使用を中止することを当該業者等に対し要請することができる。

2 市長は、営業禁止等の不利益処分等を行った場合は、当該施設に対し、食品衛生監視員

による監視指導を実施するものとする。

- 3 市長は、不利益処分期間終了後においても、再発防止のため、当該施設に対して食品衛生監視員による監視指導を実施するものとする。

(食中毒等対策本部の設置)

第5条 市長は、次に掲げる場合は、食中毒等対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

- (1) 患者の発生が広域にわたり、又は死者が発生する等、集団食中毒等の発生が予測される場合

- (2) 発生状況が特異で、原因究明が困難で措置等が複雑な場合

(本部長等)

第6条 対策本部に本部長及び副本部長を置く。

- 2 本部長は、民生局長をもって充て、副本部長は、民生局健康部長をもって充てる。

- 3 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第7条 対策本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 対策本部は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(総括班長及び班)

第8条 対策本部に総括班長を置き、保健所長をもって充てる。

- 2 対策本部に次に掲げる班を置く。

- (1) 健康増進課班

- (2) 保健所企画課班

- (3) 保健所健康危機・感染症対策課班

- (4) 保健所生活衛生課班

- 3 総括班長は、前項各号に掲げる各班の意見調整をする。

- 4 第2項各号に掲げる班を構成する班長及び班員並びに各班の所掌事務は、別表のとおりとする。

(原因究明委員会)

第9条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に次に掲げる事務を行うため原因究明委員会(以下「委員会」という。)を置くことができる。

- (1) 食中毒の原因食品、病因物質、汚染経路等の究明に関すること。

(2) その他食中毒の原因究明に関し次条に規定する委員長が必要と認めること。

2 委員は、学識経験者及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長等)

第10条 委員会に委員長を置き、民生局健康部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長は、委員会において検討した事項を対策本部に報告しなければならない。

(応援要請)

第11条 市長は、集団食中毒等が大規模かつ広域にわたると懸念され、本市のみでは調査が困難であると判断した場合には、他自治体等に応援を要請することができる。

(情報提供)

第12条 市長は、次に掲げる場合は、健康被害の拡大防止の観点から、市民等に対し情報提供を積極的に行うこととする。

(1) 集団食中毒等に係る食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく不利益処分を行う場合

(2) その他健康被害と原因食品との因果関係に相当の蓋然性があり、健康被害が拡大するおそれがある場合

(資料の収集及び情報提供等)

第13条 生活衛生課長は、食中毒の予防及び啓発のため、平素から食中毒に関する文献及び資料の収集並びに収去検査等による情報収集を実施するとともに、広報誌、リーフレット、その他各種広報媒体の活用により、市民及び営業者に対して広く情報提供を行うものとする。

(庶務)

第14条 対策本部及び委員会の庶務は、民生局健康部保健所生活衛生課において行う。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、集団食中毒等の調査に関して必要な事項は、民生局健康部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第8条第4項関係)

班名	所掌事務	班長	班員
健康増進課班	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康相談に関すること。</li> </ul>	民生局健康部 健康増進課長	民生局健康部 健康増進課職員
保健所企画課班	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品に関する情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>医療機関等との連絡調整に関すること。</li> </ul>	民生局健康部 保健所企画課長	民生局健康部 保健所企画課職員
保健所健康危機感染症対策課班	<ul style="list-style-type: none"> <li>感染症に関する情報収集及び提供に関すること。</li> <li>感染症の調査に関すること。</li> </ul>	民生局健康部 保健所健康危機・感染症対策課長	民生局健康部 保健所健康危機・感染症対策課職員
保健所生活衛生課班	<ul style="list-style-type: none"> <li>対策本部の運営に関すること。</li> <li>原因究明委員会の設置、運営に関すること。</li> <li>施設及び患者調査に関すること。</li> <li>検査検体の調整に関すること。</li> <li>原因食品の究明、再発防止に関すること。</li> <li>本庁各部課との連絡調整に関すること。</li> <li>国及び他都道府県市等との連絡調整に関すること。</li> <li>広報対応に関すること。</li> <li>その他各班に属さないこと。</li> <li>検査全般に関すること。</li> <li>検査機関情報の収集及び提供に関すること。</li> </ul>	民生局健康部 保健所生活衛生課長	民生局健康部 保健所生活衛生課職員